

# 住民基本台帳法施行条例及び同条例施行規則の改正について

## 1 条例の改正の理由について

道が事務を行う肝炎進行防止対策事業として、道独自事業「ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業」（以下「道肝炎」という。）と国事業「ウイルス性肝炎進行防止対策医療給付事業」（以下「国肝炎」という。）の2つの事業がある。

両事業は、国肝炎の審査基準を満たさない患者を道肝炎にて審査して認定する関係性があり、両事業ともに対象患者から新規申請、更新申請（毎年更新）及び変更届等の受理時に添付書類として住民票等の提出を求めている。

今般、国肝炎が準法定事務改正等により、令和7年6月からマイナンバーを用いた情報連携が可能な事務となり、住民票等の添付書類が省略可能となったため、併せて道肝炎についても、申請時等における利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、独自の個人番号の利用範囲について条例で定めるとともに、住民基本台帳法施行条例及び同条例施行規則（以下「条例等」という。）を改正する必要がある。

## 2 道肝炎の概要

目的	ウイルス性慢性肝炎の肝硬変への進行や肝がんの発生を防止し、患者の効果的な治療の確保を図るとともに、重症である橋本病患者の治療を支援すること
対象者	① 道内に住所を有する者 ② 医療保険制度に加入しており、対象医療に関する給付を受けている者
対象医療	ウイルス性肝炎（B型・C型）又は橋本病、並びに当該疾患に付随して発現する傷病に対する治療
有効期間	申請書を受理した日（郵送等の場合は、消印等の日）の属する月の初日から最初に到来する9月30日まで。ただし、交付月日が7月1日から9月30日のときの有効期間の終期は、交付する年の翌年の9月30日まで。また、更新申請を行える期間は、有効期間の終期の前4か月より有効期間の終期の翌日から3か月以内。
自己負担限度額	① 課税世帯（1ヶ月につき、1医療機関ごと） 入院 57,600円 通院 18,000円 院外調剤 0円 ② 非課税世帯 自己負担なし
治療費の請求及び支払い	① 道と協定を結んだ医療機関（協定医療機関）が国保連等（審査支払機関の長）に所定の請求書等により請求し、審査支払機関の長は、知事との委託契約に基づき、当該請求書等を審査し、協定医療機関に支払うとともに、知事に請求する。 ② 受給者証の交付を受けた者が、受給者証の有効期間の始期から交付を受けるまでの間に医療機関を受診し、治療費を支払った場合等には、当該支払った費用を償還払申請書により知事に請求することが出来る。

### 3 新規及び更新申請の必要書類

課税世帯の場合	非課税世帯の場合
① 交付申請書 ② 臨床調査個人票（医師が作成） ③ 対象患者の住民票 ④ 対象患者の加入する医療保険の資格情報が確認できる資料 ⑤ 臨床調査個人票で指定する資料 ⑥ 知事が申請内容の審査に必要と認める書類等	① 交付申請書 ② 臨床調査個人票（医師が作成） ③ 住民票（世帯全員が必要） ④ 対象患者の加入する医療保険の資格情報が確認できる資料 ⑤ 市町村民税非課税世帯の申請を行う場合は、対象患者世帯の生計中心者及び市町村民税が非課税であることを確認することができる書類 ⑥ 臨床調査個人票で指定する資料 ⑦ 知事が申請内容の審査に必要と認める書類等

- ※ 更新申請時は、①と②に代わり「更新申請書兼臨床調査個人票」が必要
- ※ 変更届、自己負担額変更申請書提出時にも添付書類として住民票等が必要

### 4 受給者証交付の流れ

